

めざします。企業の繁栄と社会への貢献 *"Hojin"*

秋

2018

No.702

ほじん

GOOD DESIGN AWARD 2018
GOLD AWARD
グッドデザイン金賞
ダイニングチェア [KISARAGI]

2018年度グッドデザイン賞受賞製品として、2018年12月に開催されたグッドデザイン賞授賞式で、2018年度グッドデザイン賞（ダイニングチェア）を受賞しました。
2018年度グッドデザイン賞は、2018年度に選ばれた製品の中から、グッドデザイン賞委員会が選定した製品の中から、最も優れた製品を選定し、その製品を表彰するものです。
また、グッドデザイン賞（ダイニングチェア）は、グッドデザイン賞委員会が選定した製品の中から、最も優れた製品を選定し、その製品を表彰するものです。



私の経営哲学—第18回

飛騨法人会 飛騨産業株式会社

岡田 賛三

特集 平成31年度税制改正に関する提言

老舗の肖像

株式会社 岡本 / 株式会社 ナベヤ

株式会社 桜井甘精堂





ようこそ、「清流の国ぎふ」へ

村瀬 幸雄

第32回法人会全国青年の集いが、本年11月8日・9日に岐阜市で開催されます。緑の山々と清らかな水に恵まれた「清流の国ぎふ」で全国の青年部会員の皆様をお迎えできますことを、大変嬉しく感じております。

岐阜大会のスローガンは「未来を切り開く先駆けとなれ～『天下布武』発信の地岐阜から～」です。今から約450年前、織田信長は天下統一に向け、強いリーダーシップを発揮し、豊かな国づくりに貢献しました。青年部会員の皆様には、この大会で法人会活動への思いを深く感じていただく機会となりますことを期待いたします。

岐阜県は西濃、岐阜、中濃、東濃、飛騨と5つの地域に分かれ、各々伝統文化、産業、食などに特色があります。

各地域においては、風情漂う歴史ある街並みが残り、伝統文化を感じることができます。連続テレビ小説「半分、青い。」のロケ地となった東濃の恵那市岩村町のようにレトロな気分が味わえます。また、「清流長良川の鮎」をはじめ「本美濃紙」「山・鉾・屋台行事」「白川郷合掌造り集落」など世界に

誇る遺産が多くあります。

産業においては、古くからものづくりが盛んな地域であったことから、全国的に有名な美濃の「和紙」、関の「刃物」、岐阜の「繊維」、東濃の「陶磁器」、大垣の「木杓」、飛騨の「木工」などの伝統産業が集積しています。また近年は自動車、航空機など最先端産業やIT産業も盛んで、県内経済を牽引すべく成長分野となっています。

食については、朴葉味噌、五平餅、鮎の塩焼、鶏ちゃん焼き、各務原キムチ、飛騨牛の串焼きなど地元素材を利用した郷土料理からご当地グルメまで揃っており、多くの美味しい地酒もあります。

開催地の岐阜市は、市内中心部を清流長良川が流れ、金華山がそびえる自然豊かな街で、長良川鵜飼や織田信長ゆかりの岐阜城など歴史の街でもあります。自慢の料理、そして歴史と文化を大いに楽しんでいただくとともに、本大会が、全国の青年部会活動の充実・発展に寄与しますよう、おもてなしを含めて準備万端整えております。多くの皆様のお越しを心よりお待ちしております。

一般社団法人 岐阜県法人会連合会会長

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

私の経営哲学

MY MANAGEMENT PHILOSOPHY

第18回



タブーの中にこそ チャンスがある

岡田 賛三飛驒産業株式会社
代表取締役社長*Sanzo Okada*

岐阜県高山市に本社を置く飛驒産業は、1920年創業の家具メーカー。1969年発売の『穂高』シリーズは販売総数60万脚を超えるロングセラーで、飛驒の匠の確かな技術と品質で皇室御用達として、また伊勢志摩サミットでも使用され、家具業

界で不動の地位を築いてきた。しかし、近年、量販店や海外ブランドの台頭で経営は悪化。そんな老舗を甦らせたのがホームセンター経営で実績を持つ岡田社長だ。常識を打ち破って断行する改革と新製品作り。その根底にある彼の経営哲学とは。



大ヒット商品となった節のある「森のこぼ」シリーズ

Q 異業種にいらした岡田社長が、未知の家具業界で「節のある家具を作ったかどうか」など新しい取り組みを始めようとされたときに、職人さんの反発はありませんでしたか？

A もちろん、ありました。そして反発したのは職人よりも営業です。今まで節があると「これは何だ？」と返品されておき、とても敏感になっていたのです。制作過程で節が出ると営業から返されるので、職人も商品にならないと思っていました。『無節で杵目がきれい』という風潮もありましたから抵抗して当然で、新しい社長が来てゴミを作れと言っ

ている。皆そう考えていたと思います。

Q その意識をどう改革されたのですか？

A つべこべ言わずとにかく作ってくれ、とひたすら言い続けるだけでした。中にはちよつと面白いね、と素直にやってくれた職人もおりました。

Q 結果として反響が大きく、それが皆さんを一つにまとめたということですね。

A そうですね。売れなかつたら、やはり社長が作らせたのはゴミだった、と皆から総スカンを食らったでしょうけれど。予想以上にたくさん売れたので、営業も大喜びでした。職人もこれが売れるなら、と積極的に節のある木を使うようになりました。ただ、節の処理が大変なんです。子どもが手を入れたら怪我をするかもしれない。角に来ても割れますし、脚が地面に着くところも駄目です。ですから最初は普通の家具の5倍くらい手間がかかりました。

Q 杉を圧縮したのも社長のアイデアですか？

A はい、私は家具業界を知りませんでしたから、家具は飛驒の山奥の木を切りだして作っていると思っていたのです。しかし、実際は海外から99%輸入していました。経営状態が悪いのに、膨大なコストをかけて。そして木を伐採しないから山が荒れるとか、花粉を撒き散らすとか、杉は常に邪魔者扱いでした。

そこで地元の杉を使えないかと聞いたら、軟らかくて節も多いから家具には向かない、飛驒産業が作るようなものではないと言われ、そうかと思つたのです。

Q でも地元の木を使えば、山も守られて雇用も生まれ、地域に経済的な循環ができる。地場産業とは、地域資源を伝統技術で加工して、県外あるいは世界に発信してお金をいただき、それを地域で循環させることなのでは、とそんな思いもあって、何とか杉の活用に取り組んだのです。

Q 今はどのくらい杉が使われているのですか？

A まだ1割未満です。ですから、杉の家具の普及活動をもっとやらなくて、と考えています。国も国産材を活用しよう、と公共物件には地場産材を使うようになってきました。

Q 経営危機に陥ると新しい社長で立て直しを図る会社は多く、そこで成功するかどうかは社長のリーダーシップが大きなポイントだと思つたのですが、岡田社長はなぜ成功にたどり着けたのでしょうか。

A わがままを貫くことが得意だったからかもしれません。実は、表には出てきませんが、他にもいろいろなことをやってきました。

Q 失敗したり、途中で断念したものはないのですか？

A ありません。部分的には断念して、も方向性は絶対変えませんでした。

諦めたら会社の未来はないと思つていましたから。例えば会社にはいろいろな経営資源がありますが、それらを最大限に活用しながら、社会にとって必要かどうかを判断基準に、必要なら絶対にできる

Q と妄信して突き進みます。会社の体質や取引先の問題にも取り組みました。代理店制度をやめたのもその一つです。代理店を通すとユーザーの声は直接届かないし、利益も薄くなる。ですから、小売店さんあるいはユーザーに直接届けられる形態に変えました。さらに無謀ですが、小売店さんの卸価格も見直し、決済も手形から現金に変えてもらいました。

Q それは小売店さんにもたまりませぬね。

A 非難轟々でした。でも、それしか道がなかったもので「とにかくひたすらお願いしてきてくれ」「100回お願いして駄目なら、そのお店は諦めてくれ」と営業に言いましたね。彼らも苦しかったと思いますが、「飛驒産業の商品がないと困る」といって90%以上は承諾してくれました。それもすべて、先輩たちがいい商品をつくってくれて、全国にファンがいたからです。

Q 他にはどのような改革をされましたか？

A 少品種大量生産から受注生産に変えました。大量生産により在庫がたまる上に欠品も出るという、まずい状況が起きていました。例えば4本の椅子



業界初のアウトレット販売も岡田社長の考案によるもの

の注文でも1ロット30本作るので、26本が在庫となります。しかも工場は動いているので別の注文が来てもすぐに対応できず、お客さまにご迷惑を掛けることになる。ロット生産は欠品と在庫過多が同時に起きる悪循環しか生まないのです。

Q 生産方式の変更は大変ではありませんでしたか？

A はい、うちの場合は木取りから部品づくり、加工、塗装まで全部一貫生産なので、簡単にはいかないのです。職人のスキルを上げることも必要だし、椅子もいろいろな部品を同じ日に完成させる必要がある。さらにテーブルと接続

セットも、という場合は全部同時に完成させるわけで、至難の業でした。しかし、今では効率も良くなり、在庫も抱えきれないくらいのことしかありません。まだ改善の余地はあって、日々対応しています。実は、弊社では全社員から改善提案を年に1人何十と出させていまして、どんな内容でもいいから提案書を出せば1件あたり500円を支給しています。

Q 提案書1件500円も社長のご発案ですね。

A はい、それで社内が改善され、いい雰囲気生まれればと。提案書が仮に1万件出て500万かかったとしても、1億円分改善できたら安いものです。1千万でも費用対効果は十分です。

Q 岡田社長がお考えになる経営に一番大切なものは、何でしょうか。

A 企業はなぜ存在できるのかということですね。社会にとって必要でなければ存在できないだろうと思うのです。つまり、われわれが作った家具を喜んで使っていただけのお客さまがいて、初めて社会に存在できる、ということなのです。そして社員も幸せじゃなくてはいいけないと思います。近江商人の「三方よし」ということです。これが一番大事なことだと思っています。社会に害をなすようなものを作っていたら、いつかは社会から抹殺されると思いますし、環境問題もその一つです。杉を使うのはまさに日本

の山を守っていきたいし、日本の木材を使うことで地域の経済効果も生んでいくいいことをしていれば、社会から必要とされると考えています。

Q 本場に一つも失敗はなかったのですか。

A 以前、大阪の三十何階建てのビルの上にショールームをつくったことは失敗だったかもしれないですね。知り合いから勧められて取りあえず足掛かりに、と思った案の定お客さんはあまり来ませんでした。すぐに引越しました。

が、つまり失敗は学びだということです。学べば失敗ではなくなるのです。そして、私はやらなことが一番怖いと考えています。社会にも経営にも必要だと思っただけ必ずやります。考えてたって何も見えてこない。一歩踏み出せば、何かが変わるでしょう。そこでまた考えればいいじゃないですか。

Q 伝統や常識に左右されず、チャレンジするということですね。

A 家具業界にどっぷり浸かってたらたかもしれないし、代理店とも個人的に長い付き合いがあったら切れなかったかもしれない。「日本の常識は世界の非常識」と言いますが、業界の常識は社会の非常識ということもたくさんあります。それは実は外から来るとよく見えるわけです。業界のタブーの中にこそ、利益のチャンスがあるかもしれないのです。

COMPANY PROFILE

飛驒産業株式会社

創業 大正9年(1920)
所在地 岐阜県高山市漆垣内町3180
資本金 1億円
業種 家具インテリア用品の製造販売／自然エネルギーによる発電事業／林業／製材業
事業所 本社／岐阜県高山市
工場／岐阜県高山市、北海道三笠市
営業所・ショールーム／仙台、東京、大阪、名古屋、福岡、高山

<https://kitutuki.co.jp/>



2

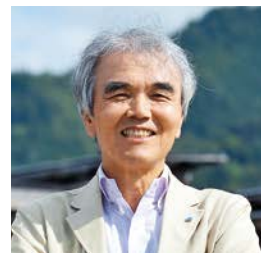


3



1

1 飛驒産業の製品力を支える曲木の技術 2 若手育成を目的に2014年に開設された飛驒職人学舎 3 暮しの手帖に紹介され人気に拍車をかけたロングセラーの「穂高」シリーズ



代表取締役社長 岡田賛三

1943年、岐阜県高山市生まれ。立命館大学卒業後、(株)富士屋代表取締役社長、(株)パロー代表取締役副社長を務め、2000年より現職。木の節を使った「森のことは」シリーズや、国産杉を圧縮加工した「HIDA」シリーズなど、ヒット作を次々と生み出す。

◆法人番号公表サイトのご紹介

国税庁が運営する法人番号公表サイトでは、法人番号を広く活用していただくため、法人名及び所在地等から法人の基本3情報（法人名、所在地、法人番号）を検索・閲覧する機能、法人情報のデータダウンロード機能、WEB API機能により、利用者のニーズに応じた形で鮮度の高い法人情報を提供しています。

また、当サイトでは基本3情報のほか、法人名、所在地等の変更履歴や閉鎖情報を公表しています。

なお、当サイトで基本3情報を検索した結果、表示された法人情報の画面を印刷した書類は、所得税法等で規定されている告知書類の一部として金融機関に提示することができます。

法人会会員の皆様にも、取引先の法人名や所在地を確認する等の用途で当サイトをご利用いただいております。

当サイトはスマートフォン等からの利用も可能ですので、一度、お手元のスマートフォン等で当サイトにアクセスし、使ってみてはいかがでしょうか。

www.houjin-bangou.nta.go.jp



◆税制アンケートを実施

全法連では、平成31年度税制改正提言の取りまとめに資することを目的として、税制アンケート（設問数12問）を実施した。

回答者数は11,120人で、会員区分内訳は、税制委員18%、役員51%、一般会員31%。産業種別の内訳は、建設・土木・不動産業28%、卸売・小売・飲食業23%、製造業20%、サービス業19%、その他10%となっている。

なお、回答者のうち約7割の企業は、前事業年度が黒字申告であった。

今回の税制アンケートおよび県連要望を参考に、平成31年度税制改正提言の取りまとめを行った。

◆東京セミナーの開催について

法人会の福利厚生制度である『経営者大型総合保障制度』ならびに『ビジネスガード』の主要な推進員であるAIG全国代理店連合会は、現在、福利厚生制度の更なる普及・推進を目的としたChallenge with usとこう運動に取り組んでいる。これは9月から11月を法人会の福利厚生制度の普及・推進のための強化月間と位置付け、各法人会の協力のもと、多くの法人会会員へ福利厚生制度の案内を行うもの。

AIG全国代理店連合会は、AIG損害保険株式会社（以下、AIG損保）

のプロ代理店組織であり、この取り組みを契機に法人会との絆を一層深め、以後の普及・推進の礎を築くものである。

また、AIG損保は、『経営者大型総合保障制度』ならびに『ビジネスガード』の普及・推進に顕著な実績をあげた大同生命保険株式会社（以下、大同生命）の推進員を対象に、知識取得のための研修を目的とした「東京セミナー」を開催する。本セミナーは、毎年開催されており、10回目の今回は100名の参加者を見込んでいる。

AIG損保と大同生命は、今後も協

調して福利厚生制度の普及・推進に努めていく。

なお、これらに合わせて、AIG損保では、一部商品の保険金請求の際に電話連絡のみで支払われる「簡単支払特急便」サービスを開始する。詳細はAIG損保までお問い合わせを。



税を味方に、強い経営を。

企業を支える80万社の経営者ネットワーク

法人会

詳しくはWEBへ [法人会](#)

柏崎中央海岸で清掃活動



【柏崎】柏崎法人会（新潟）では7月1日、社会貢献活動の一環として毎年の恒例行事となっている海岸清掃を行った。場所は、川の長岡・山の片貝とならぶ越後三大花火のひとつ、海の柏崎大花火大会の打ち上げ会場となる柏崎中央海岸である。22回目を迎えた今年には会員とその家族、及び一般市民を加えた計580名という過去最高の参加。4年連続500名超という



数字に、この事業に対する理解の深さを実感している。

毎年、梅雨真っ只中のため雨が心配されるものの、猛暑の今年は朝から暑く、参加者は汗びっしょりになりながら小さなゴミまで拾い、きれいになった砂浜に大満足のようだった。青年部が中心となり、マナー向上のために作った「みんなで作ろうきれいな海。ゴミは持ち帰りましょう。」と記された立て看板を5台設置し、市民や観光客へのアピールも行った。

よみうりランドで 租税教育イベント

【日野】日野法人会（東京）は8月4日、日野市、多摩市、稲城市の小学生などを対象に「第11回せいきんウォークラリーinよみうりランド」を開催、親子約450名が参加した。当日は、共催の税務署から御幡署長、来賓として大坪日野市長、高橋稲城市長、浦野多摩副市長ほか、管内3市の市議会議員も出席。

ランド内の六角ホールで行われた税金教室には、国税庁のキャラクターであるイータ君や、日野市の「普段着でCO2を減らそう」オリジナルマス



コットのエコクマくん・エコアラくん、稲城市の稲城なしのすけくんらが応援に駆けつけ、ステージ上で租税教室を実施。その後、子どもたちは保護者と一緒に園内6ヶ所のチェックポイントを巡る税金クイズにも挑戦した。ゴールではプール券付き入場券やお土産を手にし、税金について理解を深めるとともに、夏休みのよき思い出として有意義な一日を楽しんだ。

夏休み子どもまつり

【名古屋西】名古屋西法人会（愛知）は、8月22日、地域の小学生に税への関心とその向上を目的に継続している「夏



休み子どもまつり」を開催した。

5年目を迎えた今年は、例年よりも広い『ウインクあいち』が会場となったため、青年部会員もどう趣向を凝らそうかと試行錯誤したが、青年部会長の扮する博士と、子どもたちに「○」「×」パネルを出してもらおう税金クイズに落ち着いた。

当日は大人114名、子ども162名が参加、最終問題まで残った子どもたちは全員舞台上上がり、「○」と「×」に分かれて回答し、みごと正解した14名には天才賞が授与された。その後、映画SINGを鑑賞、「お楽しみ袋」のお土産もついて、親子で税知識を深めたひと時となった。

「高柳の夜店」出店で小学生が勤労体験

【伊勢】大正時代に始まり、今年で102回目を迎えた伊勢市市称の「高柳の夜店」。伊勢を代表する初夏の風物詩が6月1日から7月8日まで伊勢高柳商店街で開催された。「高柳の夜店」は1、3、6、8のつく日と土曜日のみの20日にわたり行われ、今年も大勢の来場者で賑わった。

そして伊勢法人会（三重）青年部会は、1月に火災に見舞われた伊勢高柳商店街へ、高柳の夜店の復興応援イベント『伊勢法人会青年部の日』として、



6月9日、子どもたちと共に出店で参加。小学生は、「希望」が花言葉のガーベラを販売した。小学生たちの頑張りで勤労でみごと目標も達成、売上げの一部は伊勢市・伊勢高柳商店街振興組合に寄付し納税された。国民の三大義務のうちの「勤労」と「納税」を疑似体験し、働くことの大変さや販売することの難しさ等を実感した子どもたち。この体験が将来の勤労および納税意識にも繋がるものと期待している。

また同時開催した税金クイズには約200名がチャレンジ。税金について楽しく学んでもらい、来年2月に開催予定の税制クイズ大会の告知も行った。参加者にとっては普段意識することの少ない税知識の向上を図る良い機会となり、青年部会としても多くの人々に伊勢法人会と青年部会の活動を広くPRできた場となった。

復興支援金を贈呈

【宇和島】宇和島法人会（愛媛）は平成最悪の水害とも報道された「平成30年7月豪雨」の復興支援金として、土砂崩れなどの甚大な被害にあった宇和島市に113万6694円を贈呈。清家会長、村尾副会長、戸田副会長が、8月22日に宇和島市長を訪問し、手渡した。支援金は、宇和島市の歳入として災害復旧に係る事業に対する負担金、



市が行う災害復旧事業の財源にすることなどで、この日の様子は地方紙「愛媛新聞」でも紹介された。

大自然の中で税を学ぶ

【宮崎県北】8月4日・5日、宮崎県北法人会延岡支部青年部会は、むかばき青少年自然の家で、小学5、6年生を対象に租税教室を開催。参加した児童約20名は、税の種類や大切さ、その仕組みなどについて学んだ。

初日の授業では、税金が日頃の生活を豊かに住みやすくしているだけでなく、近年、日本中で頻発する様々な災害の救助活動や物資輸送等にも使われ



ていることを学んだ。そして行勝山（むかばきやま）周辺の植林活動も、土砂崩れや洪水といった自然災害に耐える強い山にするために実施されていることなど、税金が自然保護活動にも役立っていることを学習。

税を学んだ後は、世界ユネスコエコパークに認定された『祖母・傾・大崩』山系に位置する行勝山の豊かな自然を実体験。日本の滝100選にも選ばれた落差77mにも及ぶ行勝の滝までのトレッキング、心癒やされるせせらぎ音を聞きながらの沢登り。そして屋外炊飯やバーベキューを堪能し、大人も子どもも楽しい2日間を大自然のなかで満喫した。

平成31年度税制改正に関する提言

全法連は9月20日の理事会で、全法連税制委員会（柳田道康委員長）が取りまとめた「平成31年度税制改正に関する提言」を決議した。10月以降、全法連は各政党のヒアリングに出席するほか、財務省、総務省、中小企業庁等に提言活動を実施する。各県連・単位会も地元選出の国会議員や地方自治体首長などに対し提言を行うこととしている。

「提言要約」

《基本的な課題》

1 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

●政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成しておくことが極めて重要となる。

(1) 2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 政府は、2016年度から18年度の

3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1・6兆円（社会保障費1・5兆円、その他0・1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳入、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財

源を確保するべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

●社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。

●社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則とする

必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

●行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でない。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方

公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

●消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コス

平成31年度 税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。
目標の早期達成に向けて全力を！
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。
社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- 中小企業向け税制措置を拡充し、
真の経済再生を！
- 中小企業は雇用の担い手。
事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

トおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

- (1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。

- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

●OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1600万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものとや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日まで

となつてゐることから、直ちに本則化するが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処すること、及び適用期限（平成31年3月31日まで）を延長すること。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

●我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、



9月4日、全法連税制委員会（柳田道康委員長）が行われた

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、5年以内に

「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ 地方のあり方

●国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

●「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながらまい。そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することとは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

●地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘

が多い。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5)地方議会は、議会のあり方を見直し、

大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求め、行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興

●東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

●熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組みまねばならない。

V その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき
2. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
 - (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
 - (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点

2. 少子化対策
から適正水準とすべきである。

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
 2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2500万円）を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来的には廃止も検討すべきである。
 - (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

(5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止
事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に用途を限定すべきである。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

深刻な医療・介護人材不足 「在宅」から転換求める声も

M・K

政府の試算によれば、高齢者数がピークに近づく2040年度には医療や介護などのサービス提供者が1065万人必要となる。だが、少子化でその確保は容易ではない。このままでは介護離職者が続出する事態となりかねず、経済への影響も懸念される。こうした中、政府・与党内には「在宅医療・介護」の見直しを求める声が始まっている。

1000万人超の就業必要

政府の試算では、2040年度の社会保障給付費は18年度より6割増え、190兆円に膨らむ。高齢化が進む一方で、税金や社会保険料を負担する世代は先細りするため、制度の行き詰まりが懸念される。だが、懸念すべきは財政面だけではない。むしろ、サービスの担い手不足こそ切実な問題だ。

仮に、潤沢な財源が確保できたとしても、サービスを提供する人がいないのでは社会保障制度は根底から崩壊する。懸念は現実のものとなりそうだ。政府は2040年度には医療が18年度から19万人増の328万人、介護

は1771万人増の505万人、その他の福祉も含めて1065万人の就業が不可欠とも指摘している。

だが、これだけの就業者を確保することは現実的ではない。20〜64歳の人口は17年の6997万人から40年には5543万人にまで減る。すべての産業で人手不足が広がるのに、福祉分野だけが多くの働き手を集められるとは思えない。

社会保障サービスの担い手不足は、政府のこれまでの政策に狂いを生じさせる。例えば、厚生労働省が社会保障費抑制策として推進してきた病院・施設から「在宅」へのシフトだ。

24時間態勢でサービスを提供し、住み慣れた地域で暮らし続けられる

ようにすると説明してきた「地域包括ケアシステム」は機能しない。

政府は重度者向けに特別養護老人ホーム（特養）を増やす計画も立てているが、ここでも人手不足が影を落とす。職員不足で施設整備が進まない。職員の確保が進まない。既存施設でもスタッフ不足が理由で、ベッドがありながら休眠状態になっているところが出てきた。これでは、入所待ち者の家族の負担軽減がはかどらない。

既に介護離職は年約10万人

このまま在宅シフト政策を推進すれば、介護離職に追い込まれる人が続出することだろう。

総務省の就業基本構造調査によれば、17年の介護離職は9万9000人で、女性が8割を占める。安倍政権は「女性の活躍推進」や「介護離職ゼロ」を掲げるが、その実態は程遠い状況に置かれていると言わざるを得ない。

政府は、介護離職の防止策として、介護休業を分割取得できるようにす

るなどの措置を講じてきた。だが、先行きが見通せないため、取得自体をためらう人は少なくない。

そこで、政府は新たな対策に乗り出した。とりわけ、不足が深刻化している介護スタッフについては、賃金の安さが状況の悪化に拍車をかけているとみて、介護報酬を加算。来年10月の消費税増税時には、ベテラン介護福祉士の処遇をさらに改善する方針だ。

在留資格を新設して、外国人の受け入れ拡大も図る考えだ。ただ、介護人材については国際的な獲得競争が激しさを増しており、成果が上がるか未知数な部分が多い。

こうした状況に、政府・与党内からは「人手が減るのに、『在宅医療・介護』は非現実的だ」「施設で集中的にサービスを提供したほうが、社会保障費もむしろ安上がりで済む」といった意見が出始めている。

介護離職の増大を許せば経済成長にブレーキがかかるだけに、安倍首相の判断に注目が集まりそうだ。

「デジタル経済」の「富」はだれのものか

インターネットの発達は、イーコマース（電子商取引）、オンライン広告、クラウドコンピューティングなど、これまでにないビジネスモデルを生み出しました。これらのサービスを提供するのはGAF A（グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン）に代表される米国IT企業で、物品販売だけでなく、広告収入、デジタルサービスの提供など世界中に国境を越えるビジネスを広げて利益を拡大しています。背景には、クラウドコンピューターの進化、高速・高効率のネットワークの発達などがあり、このような現象を一般に「デジタル経済」と呼んでいます。

「デジタル経済」のもたらす変革の特色は、モノからサービスへの転換（レコード、CDからコンテナツへ）、プラットフォームという発明、企業価値の多くが無形資産となったこと、ビッグデータの重要性の増加などです。

GAF Aのビジネスモデルの本質は、プラットフォームを運営する企業（プラットフォーム）が、

われわれ個人のデータをほぼ無料で入手し、それを活用してオンライン広告ビジネスに結び付けたり、データそのものを他の会社に販売したりして収益を上げているわけです。

このような「デジタル経済」の発展は、課税の世界に大きな変化をもたらしました。現地（消費地）に物理的な施設を作ったりしなくても大規模にビジネスを拡大することが可能になったので、消費地国がIT企業に法人税を課す根拠（恒久的施設といえます）がありません。わが国もGAF Aに対して法人課税ができないということです。

また税関という課税ポイントを通らず、直接消費者や事業者にサービスを届けることが可能になったので、消費税も大きなチャレンジを受けています。

つまり、デジタル経済の下では、消費国に入るべき税収が入ってこないという問題（税収不足）が生じています。OECDの試算によると、米国IT企業はタックスヘ

イブンに利益を移転することで世界の法人税収は、10000〜2400億ドル（1ドル100円）として換算すると10〜24兆円）失われているとしています。これは、全世界の法人税収の4〜10%に相当する巨額な金額です。

もう一つの問題は、きちんと納税する自国競争企業との競争条件の公平性（レベル・プレイング・フィールド）を失わせているという問題です。欧州委員会の調べによれば、デジタルビジネス企業の税負担率は9・5%で、伝統的ビジネスモデル（23・2%）の半分以下となっており、税負担の不公平がフェアな競争条件を損なわせています。

このような租税回避に対して、G20各国が大きな問題意識を持ち、そのイニシアティブでOECD・BEPSプロジェクトが立ち上がり、今では113か国が議論に参加しています。しかし「デジタル経済」の変化にどう税制を適合させていくかという作業は容易ではなく、20年の最終報告書に向けて

今も議論が続いています。

この議論は、「富（無形資産）」を巡る企業と国家の攻防ととらえることができます。つまり「多国籍IT企業」vs「国家」という構図です。しかし米国でトランプ政権が誕生し、GAF Aの側に立つ姿勢を見せたことからこの構図が崩れ始め、「米IT企業・米政府」vs「欧州・途上国（消費国）」となっています。トランプ政権発足以降欧州と米国は、貿易戦争やNATO問題で対立していますが、税の問題でも対立することとなったのです。

この新たな構図の中で、わが国はどう対応していくべきか、大変むずかしい状況です。わが国にも国際的に活動するプラットフォーム企業が誕生しつつあり、彼らの意見も聞きながら、これまでどおりOECDの検討に中心的な役割を果たして合意形成に努めることが必要でしょう。

デジタル経済の下で形成される「富」をめぐる攻防の行方は混沌としています。

空室がある場合の貸家等の評価

Q

このたび、父の死により、貸家5棟(50室)とその敷地を相続しました。この貸家等は、相続税対策のため銀行から借金して建てたのですが、四割近くが空室となり、採算が厳しくなっています。このような貸家等は相続税でどのように評価されますか。

品川 芳宣
筑波大学名誉教授

下落しているにもかかわらず、相続の時には、貸家及び貸家建付地の相続税評価額が上昇するという矛盾を抱えることとなります。

そのため、このような通達に基づく課税処分が違法性が争われることがありますが、納税者側の主張はなかなか認められることはありません。例えば、大阪地裁平成28年10月26日判決及び大阪高裁平成29年5月11日判決の事案では、相続財産である8棟193室の貸家及び貸家建付地の評価額が争われ、相続当時、四割近くが5か月から59か月にわたって空室となり、収益物件としての評価額が下落していましたが、前述の評価通達の取扱いに基づく課税処分を適法と認めました。

その主要な論拠は、空室の場合には、立退料等の支払い債務が発生しないので自用の家屋及び土地と同じである、ということにあります。確かに、賃借人がいなければ、将来、立退料等の支払い債務は発生しないでしょうけれども、満室になることを期待して建てた貸家とその敷地(貸家建付地)の評価額(客観的交換価値)の評価のあり方としては疑問が残るところです。

いずれにしても、巷間、相続税対策として、銀行から借金して貸家を建て、相続税評価額を下げるのが奨められています。思わぬ落とし穴があることに留意する必要があります。

貸家の空室が多くなるほど評価額が高くなる

A

最近、ご質問のように、相続税対策のために貸家を建てる人が多いようですが、乱立気味のため、空室も多くなっています。そのため、収益物件としての貸家とその敷地(貸家建付地)の価値は下落するのですが、相続税の評価においては、満室の時よりも空室が多い程その評価額が高くなりますので、留意が必要です。

すなわち、相続税法は、相続等によって取得した財産の価値を「時価」(客観的交換価値)によって評価することにしています。その「時価」が一義的に明確でないため、課税の実務では、各財産について、国税庁が定める財産

評価基本通達(評価通達)の取扱いによって評価することになっています。

ご質問の貸家及び貸家建付地については、概ね、次の算式によって評価することになります。

貸家の評価額 = 貸家の評価額(A) - A × 貸家建付地の評価額(B) × 貸家割合(30%) × 貸家割合
 貸家建付地の評価額 = 土地の評価額(C) × 貸家割合(A) - A × 貸家建付地の評価額(D) × 貸家割合
 貸家割合 = 貸家建付地の評価額(D) × 貸家割合

右の借家権割合は全国一律30%ですが、借地権割合は地域によって異なります。また、賃貸割合は、当該家屋の各独立部分の床面積の合計に占める賃貸している各独立部分の床面積の割合によって算定されます。この場合は、「一時的に空室」になっているものについては、「一時的」とは、一か

月程度とされていますので、それを越える空室は自用扱いになります。

以上のように、評価通達における貸家及び貸家建付地の評価については、空室が多くなると賃貸割合が低くなり、評価の基となる家屋の評価または自用地としての評価額から控除される金額が低くなりますので、結果的には、貸家及び貸家建付地の評価額が高くなることとなります。

しかも、「一時的な空室」については、賃貸しているものと取り扱われていますが、その「一時的」が一か月程度と非常に短いので、最近の貸家業において、空室が多かつそれが長期化している実態に照らすと、その取扱いが疑問視されています。

このように、貸家業においては、空室が多くなって収益物件として評価が

実践

税務調査

税理士 牧野 義博



調査官は役員及び従業員の給与関係について調査をしています。

調査官 甲さんは役員ですか？

代表者 それが何か。

調査官 商業登記簿によると監査役に選任されています。定款を確認したいので見せてください。

代表者 何か問題でもあるのですか。

名目監査役に支払った賞与等の取扱い

調査官 一人別の給与台帳を見ると、監査役の方には基本手当（基本給・通勤手当）のほかに残業手当、深夜手当及び休日手当（以下「残業手当等」という）並びにボーナスが支給されています。

代表者 甲は監査役ではなく使用人です。

調査官 しかし定款にも商業登記簿にも監査役と明記されています。

代表者 会社設立の際に、定款の雛形に記載されていた監査役の名前を埋めるために、甲に無断で同人名前を借用したため、定款及び商業登記簿に甲の名前が記載されているにすぎません。

現に、甲は、他の従業員と同様の給与基準に服するとともに、雇用保険に加入し、毎日電気工事業務等の現業に従事しています。甲が監査業務を行ったことは一度もありません。

いわば名目上の役員であり、実際は使用人として働いているのだから、使用人としての職務を有する役員、つまり使用人兼務役員でしょう。

確か、使用人兼務役員で使用人としての職務に対して支給された賞与は、損金に算入できると聞いておりますが……。

調査官 法人税法第34条第5項及び法人税法施行令第71条第1項第4号の規定により、監査役は使用人兼務役員となることが許されていません。

法人税法では、その支給の時期が一月以下の一定の期間ごとで、かつ、支給額が同額であるもの、すなわち定期同額給与を除き、これを損金に算入することができないとされています。

ところで、残業手当等については、支給額が一定ではなく、また、本件ボーナスについても、支給時期及び支給額が一定していないから、これらは定期給与には当たらず、臨時的な給与に当たり、かつ、使用人兼務役員になり得ない監査役に対して支給されたものであるから、法人税法第34条に規定された損金の額に算入しない役員の給与に該当します。

代表者 甲は適法に監査役に選任されています。また、甲は専ら使用人としての業務を行っていたのであるから、残業手当等及びボーナスは所得の金額の計算上損金の額に算入すべきであると思います。

調査官 有限会社法では原始定

款によって監査役を選任することができること、あなたの会社の原始定款に甲を監査役に選任する旨の記載があること、また甲はあなたの会社の社員であり、原始定款に甲の記名押印が認められること、そして原始定款の認証を受けるためには、社員の印鑑登録証明書を公証役場に提出する必要があること等の事情からすれば、甲は、自己の意思に基づきあなたの会社の定款によって、適法に監査役に選任されたと認められます。

従って使用人兼務役員にはなれません。



イラスト 渡辺 正義



「腸内フローラ」

大谷 克弥

医療ジャーナリスト

「腸活」と同じく腸内環境の改善を意味する言葉

フローラとは、元々はローマ神話に登場する「花と豊穡の女神」のことで、転じて「お花畑」にもなりました。ですから今回のタイトルには「私たちの腸をお花畑のようにしたい」という願いがこもっています。

人間の主に大腸と小腸の一部には、1千兆個とも言われる細菌がグルーブを作って生息しています。電子顕微鏡で見ると花の群生に似ていることも、命名につながりました。

同義語の腸活とは、腸の活動を良くすることですが、では良くない腸とは、言葉替えるとお花畑でない腸とは、どんな状態なのでしょう。通常はお腹が張る、ゴロゴロするから始まり、慢性的な便秘や下痢に進みます。こうした状態が続くと肌荒れや吹き出物から、自律神経の機能低下なども引き起こします。

腸内に棲む天文学的な数の細菌のうち常在菌は、良い働きをする善玉

菌、悪さをする悪玉菌、両方の所作をする日和見菌に大別されます。そして3種とも人体には必要不可欠で、快適な腸内環境とは、善玉菌2割、悪玉菌1割、日和見菌7割のバランスを保つことにあるのです。

ポイントは善玉菌が悪玉菌より2倍ほど優位な状況を常に維持すること。すると日和見菌は悪さを控えます。ではどうすればいいか、食事と運動の両面から考えていきます。

発酵食品や食物繊維が腸の浄化を

腸内をきれいにするには、まず決まった時間に3食きちんと、行き届いた食事をするのが大前提となります。食べ方が不規則だったり、偏食が多かったりでは、きれいな花は咲きません。毎日1・5リットルの水を飲むことも勧められています。

腸内をお花畑にする食べ物として推奨されているのは、日本で古くから伝わる発酵食品です。納豆を筆頭に味噌、漬け物、カツオ節、甘酒な

どです。外国から伝わったヨーグルトも、実はこの仲間に入ります。

もう一つは、食生活の変化で摂取不足が指摘されている食物繊維です。代表はコンブやワカメなどの海藻類、ゴボウ、オクラなど野菜類、シメジ、シイタケなどのキノコ類、それに豆類や大麦、トウモロコシなどです。

加工食品やレトルト食品に走りながら若い世代のほか、食べる量が減ってくる高齢者などに、特にお勧めのスペシャルもあります。それは善玉菌を増やすのに優れた機能を持つビフィズス菌、乳酸菌の入ったヨーグルトに、善玉菌の大好きなオリゴ糖の多い牛乳。これが補強の両横綱と言えます。勿論、普通のヨーグルト、牛乳にも効果はあります。近年は広く出回っている腸活サプリメントも選択肢の一つでしょう。

腹筋を強化する軽い運動もお勧め

皆さんはこれまで「腸の蠕動」という言葉を聞いたことがあるかと思

ます。食べ物のカスは、腸が収縮を繰り返すことによって腸内を通過し、肛門から排出されますが、その動きは虫がうごめくのと似ているので、そう呼ばれるようになりました。

腸に筋肉はないのですが、運動不足や加齢などで腸周辺の筋力が低下してくると蠕動も弱まり、便秘が多くなってきます。そこで腹筋などを強化する運動が求められます。

と言ってハードな運動はストレスを生じ、逆効果になります。人気のウォーキングも、少しお腹に力を入れて歩くなら20分ほどで十分です。ただし、毎日行いましょう。

腰をひねったり反らしたりする腸のストレッチも効果的ですが、こちらも軽めを心がけること。折に触れての腹式呼吸も効き目があります。

自分で行う腸のマッサージも効能が認められています。難しいことはありません。時間のある時に、両手を重ねて、おヘソの周りを10分ほどなで回すだけです。

近年、「腸は第二の脳」と呼ばれるようになりました。腸内の細菌は脳と形態が似ているのと、腸は脳の指揮を受けず、自律的に機能するからです。それだけに腸を老化させない知恵と実行が必要なのです。



天気を知れば、節約できる?!

集中豪雨や猛暑、台風と、異常な気象が続きました。ちょっとデータは古くなりますが、気象協会が、天気をしっかりチェックしておくとおトクになるというアンケート結果を公表しています。これによると、天気をチェックせずに出かけ、出先で4人に1人が雨に降られ、傘を買ったりタクシーに乗ったりするという。中には、コートや下着まで買う人もいて、使った年間の平均金額は、7,478円(2013年)にもなるのだそうです。

もし、出かける前にしっかり天気をチェックして、ゲリラ豪雨を予想して雨合羽を携帯していたら、無駄な出費は必要なかったということかもしれません。

「でも、出かけた先の天気をピンポイントで知るなんて難しいでしょう」という声が聞こえてきそうですが、実は、気象協会のサイト tenki.jp (<https://tenki.jp>) なら、そのチェックができます。トップページの左上、「〒・住所を入力」という部分に郵便番号や住所を入れれば、その場所の天気がピンポイントで検索できるようになっているからです。

今日・明日の天気だけでなく、1時間後、3時間後、10日間の天気も出ますから、お出かけ前にぜひチェックしてみてください。

また気象協会では、生活に密着した様々な指数も出しています。メンバーの「指数情報」をクリックすると洗濯指数、服装指数、お出かけ指数、星空指数、傘指数、紫外線指数、体感温度指数、洗車指数、レジャー指数、のど飴指数、肌シミ指数などが出てきます。

例えば、服装指数だと、全国どこでどんな服装が適しているかがわかります。

洗濯指数は、天気や気温などから計算した「洗濯ものの乾きやすさ」の指数。指数が大きいほど洗濯物が乾きやすいという意味で、逆に、指数が低い時には雨の降る確率も高くなるので洗濯物は外干ししないほうが良いということになります。

そのほか季節別のもものでは、夏なら汗かき指数、不快指数、冷房指数、アイス指数、ビール指数、除菌指数、蚊ケア指数などがあります。蚊ケア指数は5段階で、数字が大きくなるほど蚊の対策が必要ということ。

★登山するなら、山の天気をチェック!

レジャーに行かれる方は、「レジャー天気」もチェック。例えば山登りをする場合、富士山や八ヶ岳など全国の山小屋の方々が観測する気象データをもとに気象予報士が予報する山の天気を確認。快適かつ安全な登山・トレッキングを計画するなら、現地の天候の観測情報や、1週間先までの天気予報などを見ておくといいでしょう。

また、先々の天気が予想できると、食費の節約にも役立ちます。例えば、葉物野菜は猛暑に弱いので暑い夏になると価格が上がりやすい。ですから、値上がり前に茹でて冷凍野菜にしてストックしておくなどということもできます。今年は集中豪雨や猛暑で野菜の値段は一般的に高いですが、夏前に収穫されているジャガイモやたまねぎの価格は安値安定していますから、こうしたものを上手に使った料理を盛りだくさんに。

実は、天気というのは営業トークにも役立つのだそうです。なぜなら天候の話というのは、誰もが関心を持っているのに誰も傷つけない話だから。

ウェザーマーチャンダイジングと言って、天気を販売促進の参考としている企業も多くあります。例えば、気温が20度を超えるとアイスコーヒーが売れ始め、22度を超えるとざるそばが売れる、23度を超えるとメロン、牛乳が人気で、24度を超えるとスイカ、ぶどうが売れる。25度を超えるとアイスクリーム、ビールが売れ始め、32度を超えるとかき氷が売れる。逆に18度以下になるとおでんが売れ始め、16度以下でシチュー、15度以下で日本酒、ホットコーヒー、鍋料理が恋しくなるそうです。

ちなみに、デートを成功させるなら気圧の低い時に高層ビル最上階のレストランへ。低気圧ではただでさえドキドキしますが、高層階はさらに気圧が低いので、ドキドキ度が上がります。ドキドキしながら出会う男女は、「吊り橋効果」でカップルになりやすいのだとか。

※前回記事の診療時間について：午後6時以降でも、診療時間としての届け出がされている病院であれば、診療時間内の取り扱いになります。お詫びして訂正します。

老舗の肖像

file: 005

創業 永祿三年 — Since 1560
株式会社岡本 / 株式会社ナベヤ 岐阜南法人会

OKAMOTO CO., LTD. / NABEYA CO., LTD.



「桶狭間の戦い」。日本人なら誰もが歴史の教科書で学ぶ戦国時代を象徴する一戦。その戦いの真っ只中の永祿三年(1560)、日本の鑄物技術発祥の河内鑄物師をルーツとする岡本家が岐阜に創業した。以来450年以上の時を経て、精密治具や鑄造部品を供給する一大メーカーとしての存在感を確立しているのが、株式会社ナベヤである。

六世紀頃に大陸から伝わった鑄物技術は、灯籠や梵鐘に始まり武器や農具へ応用範囲が広がった。岐阜城の青銅釣瓶や、寺社向けに銅鑄物の仏具や神具を手掛けた岡本家は、確かな技術力で着実に信頼を築いていった。今の柴又帝釈天の釣り鐘も、ナベヤが奉納したものだ。

江戸時代に鑄造業に加え、問屋業にも着手。明治にはインフラ事業も手掛けたが、昭和に入ってから大恐慌を契機に撤退し、鑄物と商事に事業を特化。二度の世界大

堅実さの中にもみる攻めの経営

代表取締役社長 岡本 知彦

戦時には、軍需景気に流されることなく堅実経営を貫き、躍進の好機を逸したようにも見えたが、戦後復興事業に鉄鑄物の活躍の場は広がった。決して後ろ向きではなく、むしろ強気で勇気ある「堅実経営」は、ナベヤで継承される経営理念である。

現在、同社を率いるのは岡本知彦氏。先代から受け継ぐモノづくりのDNAで、技術と技能の融合「テクノクラフト」の実現に挑む。昔ながらの製法で今でも釣り鐘を作り続けるナベヤ。その一方で、三次元データを使ったデジタルエン지니어リングを採用し、生産の効率化にも余念がなく、自社製品開発への思いも熱い。金属表面処理や防振・除振装置部門、航空機部品製造・航空機製造設備用治具部門など、岡本・ナベヤの顧客市場・固有技術と補完性のある分野で積極的にM&Aを行い、現在に至る。老舗企業の攻めの経営が、次の価値創造に向けて始動している。

株式会社岡本 / 株式会社ナベヤ 本社所在地 岐阜県岐阜市曙町5番地 058-276-0501
業種 鑄造製品製造販売、鑄造部品・精密加工部品受託製造、精密機械用防振・除振装置製造販売、航空機部品・航空機製造用治具製造 従業員数 366名 <https://www.nabeya.co.jp/> <http://www.nbk-okamoto.co.jp/>

Company Profile

1 灯籠は創業当時から作られ、ナベヤの信用を築いた。2 ロックタイトCV精密マシンバイス付4面イケール。汎用性の高い治具。3 昭和19年、オート三輪による出荷風景。戦時下でも堅実経営を貫いた。4 平成4年に完成した茶屋工場。リニューアルや増設を経て、ISO9001認証も取得している。5 岡本知彦代表取締役社長。日本ガイシを経て平成元年ナベヤに入社、7年より現職。

信州小布施に栗が伝わったのは今から約600年前に遡る。領主が丹波国から取り寄せた栗は、土壌との相性が良く、たちまち広大な栗林を形成した。品質、味共に良く、豊富な小布施の栗を使った菓子「栗落雁」が文化五年（1808）に生まれた。それが、信州小布施の栗菓子の始まりである。

文政三年（1820）、「栗落雁」は松代藩から將軍家への献上品となり、元治二年（1865）には京都伏見宮家の御用達となる。その後「栗ようかん」ほか、代々の当主によって考案されたさまざまな栗菓子が、桜井の名と、栗処小布施の魅力为全国に伝え続けてきた。

その後戦争によって栗菓子製造は一時途絶えたが、戦後に復活する。そして東京オリピック開催の昭和三十九年（1964）には株式会社桜井甘精堂が誕生。現当主は、九代目桜井昌季氏。小布施の本店を中心に、信濃の土地に根ざ

栗を活かすこだわりと飽くなき挑戦

代表取締役社長 桜井 昌季

した店舗展開と、栗本来の味を生かした商品開発で、安定感の中にも弛まぬチャレンジを続けている。

桜井甘精堂の栗菓子作りには、それを支える二つの理念がある。一つは、栗本来の風味を最優先とし、見た目の美しさより、たとえ多少不格好であっても美味しさを尊重すること。二つ目は、それを実現するための手作りへのこだわりである。熟練職人による、繊細な手の感覚が鍵となる製法は、効率とは無縁。品質を犠牲にする選択など、どこにも存在しないのだ。

「菓子屋であるよりも栗屋であれ」という理想を掲げ、進化し続ける老舗桜井甘精堂。栗を活かすための柔軟な発想と、かたくなに守り続ける手仕事のコラボレーションが、和菓子の枠を超えた新たな形となって人々に届けられている。妥協の無い、栗の美味しさへの飽くなき追求。老舗企業の眼前には、栗の可能性が無限に広がっている。

Portrait of the
LONG ESTABLISHED
COMPANY

file:
006

株式会社 桜井甘精堂
創業文化五年 Since 1808

長野法人会



1 初代・巖右衛門の弟である武右衛門が文政二年（1819）に完成させた「純栗ようかん」。材料は栗と砂糖、寒天のみ。2 明治25年（1892）、五代目が創製した栗かの子は栗と砂糖だけで作るきんとん。全く職人の手作業で作られた。3 老舗の風格を感じる本店。4 九代目代表取締役社長の桜井昌季氏。

Company Profile

株式会社 桜井甘精堂 本社所在地 ■長野県上高井郡小布施町小布施2460-1 026-247-2132
業種 ■菓子製造販売、飲食店経営（直営店8店舗） 従業員数 ■120名 <https://www.kanseido.co.jp/>

たいへん日和

新連載 ① 柴 昭一



間違いさがし

2枚の絵には、間違いが7か所あります。頭のコリがとれるかな? 答えはこのページの下にあります。

お知らせ

「日経ビジネス」「PRESIDENT」に
小林会長インタビュー記事を掲載

本年度も『税を考える週間』に合わせて、「日経ビジネス」11月5日号(11月2日発売)及び「PRESIDENT」12月3日号(11月12日発売)に、全法連 小林会長のインタビュー記事が掲載されます。
法人会の事業や、小林会長のお人柄が感じられる内容となっています。是非ご覧ください。

- 1 エール
- 2 私の経営哲学
飛驒産業株式会社
代表取締役社長 岡田 賛三
タブーの中にこそ チャンスがある
- 5 全法連ひろば
- 6 法人会リレーニュース
- 8 特集
平成 31 年度税制改正に関する提言
- 12 情報分析の目
- 13 税論

- 14 税務相談Q & A
- 15 実践 税務調査
- 16 健康バンザイ
- 17 暮らし塾
- 18 老舗の肖像 株式会社 岡本 / 株式会社 ナベヤ
株式会社 桜井甘精堂
- 20 ▶間違いさがし▶たいへん日和

▶ご意見・ご要望・ご感想は
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町 5-6
公益財団法人 全国法人会総連合「ほうじん」係へ。



柿

【かき】

■この季節、この食べ物(食の歳時記)

美しく照り輝く柿は、
秋の果物のシンボルです。

空澄みて 祖母は縁側で 柿をむく
(比呂子)

澄んだ秋空の下、父の実家の庭先にはたがぶり
りと実をつけた柿の木がありました。縁側で
は祖母が私たち兄妹のために柿をむいていま
す。手の中で回しながら包丁でクルクルと上
手にむいてくれた柿を頬張ります。兄は硬め
のものが好きですが、私は断然、熟れたやわら
かいものが好きでした。柿の甘味と美味しさ
が口の中に広がったのを覚えています。

柿はビタミンCが豊富で栄養価の高い果物
です。また、食物繊維、ポリフェノール、ミネラ
ル、βカロテンなども多く含み、疲労回復、が
ん動脈硬化・高血圧症の予防、老化防止にも
効果があるといわれます。「柿が赤くなると、
医者年青くなる」といわれるほど、健康面で
大変優れた食材です。さらに、色合いが美し
いことから、白和えや柿なます、ドレッシング
など、調理の面でも幅広く使われています。

日本各地で栽培され、品種は千種以上。甘
柿と渋柿に大別され、甘柿系では富有柿、次
郎柿など、渋柿系では庄内柿などが人気品
種です。熟した柿が農家の軒先に吊るされる
様子は、まさに秋を象徴する眺めで、日本の
原風景といえます。

季節ごとの風景に癒され、季節の美味を頂
きながら、豊かな気持ちで事業に取り組む経
営者を、(法人会)の経営者大型総合保障制
度)がバックアップします。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

引受保険会社 大同生命保険株式会社からのお知らせ

このたびの「平成30年7月豪雨」「平成30年北海道胆振東部地震」により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

大同生命では、生命保険会社としての責務を果たす観点から、被害を受けられたお客さまに対し、「迅速な保険金等のお支払い」や「継続的な保障のご提供」を行うための各種特別取扱を実施させていただいております(一部受付終了)。今後とも、経営者大型総合保障制度の引受保険会社として、みなさまのお役に立てるようつとめてまいります。

「平成30年7月豪雨」「平成30年北海道胆振東部地震」で被災されたお客さまに対する各種特別取扱(平成30年9月12日現在)

①保険料の払込猶予期間の延長	・保険料払込中のご契約で、このたびの災害による影響で保険料払込が困難となった場合、保険料払込猶予期間を延長。 ^[注]
②契約者貸付金の特別金利の適用	・特別金利(年0.0%)による契約者貸付をお取扱い。(利息の免除) ^[注]
③入院給付金の特別取扱	・被災地等の事情(交通機関の遮断、病院の満床等)により、入院できなかった場合、本来必要であった入院期間の入院給付金をお支払い。
④保険金・給付金、契約者貸付金等の簡易迅速な取扱	・お手続きに必要な書類を一部省略するなどにより、簡易迅速なお取扱い。 ^[注]
⑤契約更新手続き期限の延長	・更新日が到来する個人保険のご契約で、このたびの災害による影響で契約更新手続きが困難な場合、お手続き期限を延長。 ^[注]

【注】「平成30年7月豪雨」被災地向け … ①⑤：平成31年1月31日まで延長 ②：平成30年9月30日まで受付 ④：平成30年10月31日まで受付
「平成30年北海道胆振東部地震」被災地向け … ①⑤：平成31年3月31日まで延長 ②：平成30年11月30日まで受付 ④：平成30年12月31日まで受付

大同生命コールセンター

《被災されたお客さま専用番号》 0120-901-367(通話料無料)
《ご契約のご照会・お手続きの番号》 0120-789-501(通話料無料)
・受付時間:9時~18時(土・日・祝日・年末年始を除きます)

※プライバシー保護のため、お問い合わせは契約者様ご本人、またはご家族登録制度に登録されたご家族よりお願いいたします。